

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-①)

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,332	1,276	1,213	1,262
		補正予算(b)	0	0	200	-
		繰越し等(c)	0	0	▲200	
		合計(a+b+c)	1,332	1,276	1,213	
執行額(百万円)	1,267	1,234	1,156			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	31年度	×
		56%	-	-	56%	-	46%	75%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定 済自治体数(都道府県)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		18	13	18	24	32	35	47	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に 対する植生図整備図面数の 割合[整備図面数/全国土図 面数]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
国土の60%		国土の56%	国土の60%	国土の64%	国土の68%	国土の72%	国土の77%		
年度ごとの目標値				国土の64%	国土の69%	国土の72%			

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

目標達成度合いの
測定結果

(判断根拠)

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>
・平成25年度末に実施した生物多様性国家戦略の点検結果等を踏まえ、国家戦略に掲げる自然共生社会の実現に向け、自然生態系の有する防災・減災機能の評価・検討を実施した。
・生物多様性地域戦略については、平成26年度末時点で、35都道府県が策定しており目標に近づいているが、対前年の策定数の伸びに大幅な鈍化が見られた。
・植生図の整備図面数は、平成26年度末時点で、国土の72%の整備が完了し、着実に成果をあげている。

<生物多様性に関する国民への普及啓発>
・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。COP10により生物多様性の認知度が一時的に上昇したものの、時の経過により関心が薄れつつあると考えられる。
・平成26年度は、多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域セミナーの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を実施した。
・また、事業者や事業者団体等による先駆的な取組事例や、ビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組をまとめた「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」を作成したほか、事業者団体の取組を促進するための方策について検討を行った。

<国際的枠組への参加>
・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、各国の生物多様性国家戦略の改定等を支援した。平成26年度は引き続き、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの創設を通じて、よりきめ細やかに、改定・策定プロセスを支援した。
・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために発足した「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」(事務局:国連大学高等研究所)について、平成26年5月にはヨーロッパ地域ワークショップをフィレンツェ(イタリア)において、同年10月には生物多様性条約COP12と平行して、第5回定例会合を平昌(韓国)においてそれぞれ開催した。また、各国でのパイロットプロジェクトを支援するため、SATOYAMA保全支援メカニズムを創設し、平成26年10月に6件のプロジェクトを承認した。平成27年6月現在、国、国際機関、団体で構成される合計167団体が加入している。また、複数のIPSIメンバーが協力して行うプロジェクトを認証し、推進しており、現在29の協力活動が承認されている。
・名古屋議定書については、平成26年3月にまとめられた有識者からなる検討会の報告書を踏まえ、締結に必要な国内措置の検討を関係省庁と共に行っている。
・東南アジアにおける持続可能な森林経営のモデルガイドラインの策定に向け、熱帯林保全に関する企業等と現地住民の連携を促すスタディツアーを実施した。また、砂漠化被影響国における砂漠化対処のための放牧地利用計画の策定を内容とするプロジェクトを進めた。
・南極条約協議国会議(平成26年5月・ブラジル)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極条約議定書附属書VIの対応については、検討会を開催し国内措置の検討を行った。
・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム)第3回総会(平成27年1月・ボン)及び関連会合への専門家派遣及び国内連絡報告会の開催を行った。また、次回IPBES総会及び関連会合へのインプットに向けた情報の整理を行い、その内容を報告書としてまとめた。
・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。また、タイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催(平成26年10月)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。

施策の分析

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

・平成26年10月に開催されたCOP12における愛知目標の中間評価で、目標達成に向けては各国が取組を一層加速する必要があるとされた。我が国においても、2020年までの愛知目標の達成に向けて取組を一層加速するとともに、気候変動の影響への適応等、特に取組の進捗が遅いとされた分野については重点的に取組を推進する必要がある。

・生物多様性地域戦略については、生物多様性保全活動支援事業の委託費で、地方公共団体の策定を支援してきたが、平成25年度の行政事業レビューに基づき廃止が決まり、平成26年度は平成25年度からの継続のみの執行となり、新規で策定の支援を受けた地方公共団体がなかったことは、策定数の伸び率鈍化の一因となっているものと思われる。

<生物多様性に関する国民への普及啓発>

・多様なセクターが参加する「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」を通じて生物多様性の主流化に努めているが、各セクターのネットワークを十分に活用するまでに至っておらず、セクター間の連携を一層図っていく必要がある。

・生物多様性の大切さを理解し、行動に移していくためには、幼少の頃より生き物にふれ、大切さを学ぶ場が必要であることから、関係省庁と連携し、教育方面へのアプローチをする必要がある。

・愛知目標の達成に貢献するプロジェクトを登録する「にじゅうまるプロジェクト」について、主に事業者や事業者団体による登録が年々着実に増加している。また、社会貢献活動のみならず、本業との関連性が高い事業者の取組が増加するなど、施策に一定の効果が見られている。一方、規模の小さい事業者ほど事業活動と生物多様性の関係の定量的・定性的な把握や取組の重要性の認識が低い傾向にあり、地方や中小の事業者の取組を推進する必要がある。

<国際的枠組への参加>

・「生物多様性日本基金」を通じて各国の生物多様性国家戦略の改定等を支援し成果を上げているが、次の課題は戦略の実行である。また、生物多様性条約の枠組みの中で作成されたその他の計画についても、その実行(支援)が重要である。

・「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSИ)」については、COP12においてもその貢献について決議で言及されたが、愛知目標の達成に向けては、パートナーシップへの参加団体の拡大とともに、IPSИメンバー間の協力活動の推進や地域コミュニティによる資源管理の実践活動への支援を進めていく必要がある。

・名古屋議定書については、産業界を始めとする国内関係者の要望を十分に踏まえつつ、早期の締結を目指して、検討を進めていく必要がある。

・国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約科学技術委員会などに積極的に参画することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与する必要がある。

・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献する必要がある。

・IPBES総会及び関連会合に積極的に参画することにより、科学と政策の統合に係る国際的な取組の進展に寄与する必要がある。

・タイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催(平成26年10月)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。今後、他の関連枠組みとの連携によるより効果的かつ効率化な事業の推進が重要である。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 <生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・平成26年10月に開催されたCOP12における愛知目標の中間評価等を踏まえ、我が国においても、2020年までの愛知目標の達成に向けて取組を一層加速するとともに、特に現時点で目標の達成が困難とされる取組については、重点的に取組を推進する。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発> ・国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)の各団体が有する広いネットワークと現場との繋がりを最大限に活用し、国民への広報を強化する。具体的には、委員会に参画している様々なセクターが一堂に集う全国ミーティングや中間年フォーラムにおいて、これまでの取組の中間評価とロードマップの作成を行い、各委員が各関連分野へ生物多様性の主流化を浸透させられるような具体的な取組を検討する。 ・多くの子供たちに生物多様性に関心をもってもらえるよう、UNDB-Jが選定した生物多様性の本箱を全国の図書館に設置してもらえるよう働きかける。 ・生物多様性民間参画ガイドラインの普及を進めるとともに、シンポジウムの開催やモデル事業の実施など、事業者や事業者団体への普及啓発を強化する。</p> <p><国際的枠組への参加> ・各国の生物多様性国家戦略に加え、生物多様性条約の枠組みの中で作成されたその他の計画について、その実行が円滑に進むような能力構築等の実行支援も視野に入れて、生物多様性日本基金の活用を引き続き行っていく。 ・二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を進めるSATOYAMAイニシアティブのメンバー同士の協力活動の推進は、各団体の自主的な実践活動を面的に展開する有効な方策である。今後は協力活動のスタートアップを支援するSATOYAMA保全支援メカニズムの更なる充実に取り組む。 ・名古屋議定書については、できる限り早期の締結を目指しつつ、産業界や学術研究分野の意見を踏まえながら引き続き検討を行う。 ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の普及等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ・南極の昭和基地における環境影響モニタリングを継続的に実施するとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を進める。さらに南極条約議定書附属書VIについて関係省庁等の意見を踏まえながら引き続き国内措置の検討を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣等を通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。 ・ラムサール条約等、関連する他の条約と連絡を強化することにより、より具体的、効果的且つ効率的なサンゴ礁保全を国際的に進める。</p> <p>【測定指標】 <「生物多様性」の認識状況> ・引き続き本指標を活用することとし、生物多様性に関する国民への普及啓発を一層推進することにより、生物多様性の認知度の向上を図る。 ・具体的には、国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)において、これまでの成果と課題を中間評価としてとりまとめるとともに、各セクターのネットワークを活かし、連携を深め、後半5年の目標と取組をロードマップとしてとりまとめ、いっそうの認知度向上に努める。 ・また、事業者の先駆的な取組事例を紹介するシンポジウムを全国で開催するほか、事業者団体の取組を促進するモデル事業の実施や手引きの作成により、事業者や事業者団体における認知度の向上、民間参画を促進する。</p> <p><生物多様性地域戦略策定済自治体数> ・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を加速する有効な方策であり、地方自治体の策定を促進することは継続しなければならないが、現在は財政的な面での支援のない状態で、策定の手引きなどを通じた情報提供により、以前の伸び率までの回復が図れるよう努力する。</p> <p><植生図> 植生図の未整備箇所には、現地調査の時期が限定される地域(積雪地等)や急峻な山岳地域など整備に困難が伴う地域が多く含まれるが、植生図の社会的ニーズは極めて高いため、早期の全国整備に向け、整備方法の効率化を検討するなどして着実な成果向上に努める。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次環境基本計画の重点分野での点検における、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組について、中央環境審議会の意見聴取。 ・乾燥地における住民参加による持続可能な牧草地利用等検討委員会 ・国際サンゴ礁モニタリングネットワークメンバー
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模生物多様性概況第4版 ・平成26年度環境問題に関する世論調査 ・平成26年度乾燥地における住民参加による持続可能な牧草地利用等検討業務 ・平成26年度南極環境保護議定書附属書VIに係る外国制度の調査委託業務報告書 ・平成26年度アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク推進業務報告書
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>鳥居 敏男</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	----------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-②)

施策名	5-2.自然環境の保全・再生				
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録に向けた取り組みを進める。 過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 生物多様性保全について先進的・効果的な取組の支援や民間資金の活用を推進することで、地域における今後の保全活動の推進に繋げる。 自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	371	483	1,025	911
	補正予算(b)	0	0	1,009	—
	繰越し等(c)	△2	▲75	▲934	
合計(a+b+c)	373	408	1,100		
執行額(百万円)	328	366	1,061		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画				

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	×
		24	22	24	24	25	25	29	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	△
—		7地区 100%	9地区 82%	6地区 86%	7地区 78%	11地区 85%	100%		
年度ごとの目標		7	11	7	9	13			

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p><里地里山> 平成26年度は、里地里山の生物多様性保全に取り組むため国土の生物多様性保全の観点から重要な地域(重要里地里山)を明らかにし、これを機に生態系ネットワークの構築も視野に入れ、「国土レベルでの里地里山の保全」を進めるために、有識者による里地里山保全・活用検討会議を開催し、全国で約550箇所の重要里地里山の選定作業を進めた。</p> <p><世界自然遺産> ・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保全管理を実施した。 ・屋久島、白神山地、知床については、モニタリング等を実施し、その結果を各地域の科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図っている。 ・小笠原諸島については、順応的な管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行い、各種課題に対し各々のWGを設置し、検討結果を対策に反映させる順応的な保全管理を推進した。特に兄島で外来種グリーンアノールが発見されたこと(平成25年3月)や陸産貝類の外来種ネズミによる食害が深刻化していること(平成27年6月)を受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を進めた。 ・国内候補地である奄美・琉球について、専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を開催し、前年度選定された推薦候補地域である奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4地域の地域別課題に取り組むため、奄美WG及び琉球WGを設置した。</p> <p><自然再生> ・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成26年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計25箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が36件(平成26年度単年度では1件)策定された。また、更なる自然再生の推進を図るため、平成26年11月に自然再生推進法第7条に基づき定める自然再生基本方針の変更を行った。</p> <p><地域支援> ・平成26年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は10団体であった。また、3団体が計画案を作成した。目標は達成されなかったが、おおむね目標に近い実績を収めた。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成26年度末までに64件に対し経費の一部を交付した。 ・民間資金を活用した地域の自発的な自然環境の保全と持続可能な利用の推進を図るため、平成26年6月に「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の促進に関する法律(通称:地域自然資産法)」が公布され、平成27年4月から施行された。</p> <p><国立・国定公園> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。平成26年度については、13地区の見直しを計画し、三陸復興国立公園の区域拡張、妙高戸隠連山国立公園の指定、甕島国定公園の指定等、11地区の見直しを行った。 ・当初、平成26年度内に見直しをすることとしていた2地区については、規制強化等に関する関係者との調整が整わず、平成26年度に見直しすることができなかったが、1地区は平成27年度中に見直し予定、1地区は平成28年に見直しができるよう調整中である。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p><里地里山> 重要里地里山については、選定地域における自立的・持続的な保全活動が必要であり、多様な主体との連携促進を図る必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 知床、白神山地、屋久島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。小笠原諸島については、兄島における外来種クマネズミの分布拡大に伴い、世界自然遺産の価値を構成する陸産貝類への影響が深刻であり、対策の強化を図る必要がある。</p> <p><自然再生> 自然再生協議会の数の増加が鈍化しており、今後は、平成26年11月に閣議決定された自然再生基本方針を踏まえ、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 地域連携保全活動計画の策定数については、平成25年度の9団体から10団体に増加しているが、策定数の増加に向けて更なる普及啓発を図る必要がある。さらに、地域自然資産法に基づく地方公共団体による地域計画の策定を促す必要がある。</p> <p><国立・国定公園> 国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 <里地里山> 重要里地里山については、選定地域の自立的、持続的な管理体制の構築に向けた関係団体や地元企業等、多様な主体との連携のもと、地域資源の活用による地域振興のモデルの構築と重要湿地や重要海域と有機的につないだ生態系ネットワークの構築による生物多様性の観点からの国土づくりを目指す必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 小笠原諸島については、過去に実施したネズミ対策の科学的検証や各種モニタリング調査結果をふまえて、陸生貝類の保護増殖や外来種対策を含む総合的かつ長期的な対策について科学委員会で検討し、世界自然遺産の価値の保持を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 地域連携保全活動計画等の策定の委託事業については、平成25年度行政事業レビューの結果を受け、平成26年度で終了した。今後は、パンフレットやWebによる普及啓発、ネットワークを介した呼びかけや情報共有を通し、市町村に対して地域連携保全活動計画の策定を働きかけていく。また、地域自然資産法に関する情報をパンフレットやWebにより発信し、地域計画の策定を促していく。</p> <p>【測定指標】 <自然再生> 自然再生協議会の数の目標については、生物多様性国家戦略2012-2020において、その数値目標として用いている指標であるが、平成27年度までとなっており、平成28年度以降については、現状を踏まえ、適切な数値を設定する必要がある。</p> <p><国立・国定公園> 目標年度は毎年度としており、今後も計画通り見直しを実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全上重要な里地里山を選定するに当たり、里地里山保全・活用検討会議を開催し有識者の知見を活用した。 ・自然再生基本方針の見直しや自然再生事業実施計画の審査を行うに当たり、自然再生専門家会議を開催し、有識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(／候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成26年度 里地里山保全活用行動計画推進業務報告書</p>
----------------------------------	-----------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 国立公園課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>鳥居 敏男 岡本 光之</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-23)

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,718	1,794	2,333	2,799
	補正予算(b)	2,000	0	1,401	—	
	繰越し等(c)	▲1,966	△1506	▲912		
	合計(a+b+c)	1,752	3,300	2,822		
執行額(百万円)	1,584	2,773	2,615			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	(～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 1国内希少野生動植物種の新規指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		—	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	41種	300種	
		—	—	—	—	—	30種	—	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	30種	—	
	2 奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	34年度	—
		—	0.15頭	0.13頭	0.08頭	0.04頭	集計中	0頭(毎年度減少)	
		—	—	—	—	—	—	—	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値	—	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	—	
	推定の中央値337万頭※26年度に算出	—	—	—	—	—	平成23年度比で半減		
	—	—	—	—	—	—	—		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り

		<p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動物植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に改正された種の保存法を全面施行し、罰則強化とともに、広告規制などを新たに追加した。 ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方・早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定すると共に、希少種保全推進室を新設した。(平成26年4月) ・国内希少野生動物種について、41種を追加指定した。 ・平成26年度に第4次レッドリストに基づくレッドデータブックを作成した。 ・国内希少野生動物種の保全について、トキの保護増殖事業では、野生下で4年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成27年5月末時点で、佐渡島の野生下で1年以上生存しているトキの羽数が78羽となり、当面の目標としていた「平成27年頃に60羽以上の定着」を達成するなど、一定の成果が上がっている。 ・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、野生順化ステーションが完成し、野生順化訓練の技術開発を実施するための野生復帰技術開発計画を策定した。 ・ライチョウの保護増殖事業では、保護増殖事業計画に基づき、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」を策定し、生息域内保全及び生息域外保全の取組に向けて必要な準備を進め、動物園の協力を得て野生から採取した卵から雛が孵化した。 ・平成25年度に引き続き「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」を開催し、平成28年度中の公表に向け作業中。 ・希少野生動物種への捕食が問題となっているノネコについて、地元自治体等と連携し、捕獲後の収容譲渡体制の構築を進めるとともに、並行してノネコの捕獲を開始した。
<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成26年度は43件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。 ・特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、平成26年度には29箇所環境省直轄での防除事業を実施するとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図り、とりわけマングースについては、生息密度低下につなげることができた。 ・平成25年に公布・26年に施行された改正外来生物法に基づき、ツマアカスズメバチや交雑種のサンシャインバスなどを特定外来生物として新たに指定し、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。 ・なお、従来より策定作業を進めてきた「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を平成27年3月に公表した。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月に鳥獣法を改正し、その施行(平成27年5月29日)に向け、法改正を踏まえた基本指針や政省令の改正作業等を実施した。 ・改正鳥獣法の施行により、都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業が開始されることから、環境省の新たな交付金により都道府県による捕獲を強化・支援している。 ・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、より確実な情報把握・共有を進めた。 ・平成26年度は高病原性鳥インフルエンザの発生が認められたが、上記監視体制の強化等により、適切な対応を行った。
<p>評価結果</p>		

<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全に関しては、施策は有効かつ効率的に実施されている。対象とすべき絶滅危惧種は多く、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いため、引き続き施策を継続することが必要である。 ・ワシントン条約対象種については、生息状況調査の結果をふまえて、ミナミシガメの輸出助言方針について見直しを検討するなどした。また、希少野生動植物の国内取引については、違法取引の減少に向け、現物を伴わない広告に対する規制の施行、インターネットを通じた登録システムの運用開始、普及啓発事業の実施を行った。引き続き国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。 ・遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策については、カルタヘナ法、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。 ・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。 				
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存を推進していく。 <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書等の締結に向けて、関係省庁と連携して必要な作業を進める。 ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進める。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により、都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業が開始されることから、環境省の新たな交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。 ・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。 <p>【測定指標】</p> <p><国内希少野生動植物種の新規指定数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。 <p><奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成34年度までに奄美大島においてマンガースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。 <p><ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。 				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミナミシガメの輸出助言方針について見直しを検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・特定外来生物の指定は、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。また、「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成26年度末に策定した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・鳥獣法の基本指針の変更に係る検討にあたり、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>第4次レッドリスト・平成24年度鳥獣関係統計</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>野生生物課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>中島 慶二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-24)

施策名	5-4.動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増(平成22年度比)					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	101	184	204	207
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	△50	▲13	▲26	
		合計(a+b+c)	151	171	178	
執行額(百万円)	70	150	143			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭(平成16年度比75%減)に引き下げる	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	-
		418千頭	249千頭	221千頭	209千頭	176千頭	集計中	100千頭	
		年度ごとの目標値		-	-	-	減少傾向維持	減少傾向維持	
	犬・猫の殺処分率の減少	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	-
		94%	82%	79%	77%	73%	集計中	減少傾向維持	
		年度ごとの目標		-	-	-	減少傾向維持	減少傾向維持	
	犬・猫の所有明示実施率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	△
		犬36% 猫20%	犬54% 猫37%	犬58% 猫43%	犬55% 猫38%	犬54% 猫39%	犬53% 猫31%	犬72% 猫40%	
		年度ごとの目標		-	-	-	上昇傾向維持	上昇傾向維持	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・25年度の自治体における犬及び猫の引取り数は176千頭で、24年度より33千頭減少しており、35年度目標値の100千頭に向けて減少傾向を維持した。また、殺処分率についても、減少傾向を維持した。所有明示の実施率については、顕著な傾向はみられなかった。 ・「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」アクションプランを公表し(平成26年6月)、モデル事業を開始している。
	施策の分析	動物愛護週間行事の開催、ポスター・パンフレットの作成・配布等の普及啓発事業の推進、講習会の開催、収容動物検索情報サイトの運用、譲渡・収容施設の整備費補助を活用する等して、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡及び所有明示の実施を推進する取組を実施した。これにより、都道府県等による犬猫の引取り数及び殺処分率の減少傾向を維持する見込み。一方で、所有明示の実施については、一層の普及啓発等の取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る上で、「引取り数減少」、「殺処分率減少」及び「所有明示実施率上昇」は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)に基づく適切な指標であり、引き続き、これらの指標について把握していく。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	田邊 仁	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------	--------------------	------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-25)

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7,802	7,745	8,001	8,325
		補正予算(b)	4,952	990	0	-
		繰越し等(c)	▲ 3,286	△ 3,886	△ 1,666	
		合計(a+b+c)	9,468	12,621	9,667	
執行額(百万円)	8,466	11,034	8,921			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、日本再興戦略改訂2014、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014					

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-
		-	886,844	807,909	843,874	873,199	-	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	40年度	-
		0	0(1)	0(1)	2(3)	1(4)	2(6)	47	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-
-		124,925	120,061	124,695	126,422	-	-	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
	(判断根拠)	測定指標のうち、自然公園等の利用者数及び温泉利用の宿泊施設利用人数は前年度比増となっている。また、エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想についても、毎年度新たに認定を行っている。
施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度は全国で186件の自然ふれあい行事が実施され、約18,000人が参加した。これにより、国民の自然とのふれあい機会の創出等が進められた。 エコツーリズム推進全体構想の認定は、平成21年度:1件、平成24年度:2件、平成25年度:1件、平成26年度:2件であった。毎年、着実に認定数が増加しており、施策の効果がみられる。 国立公園等の整備については、地域振興にも資する利用拠点での整備や重要な自然環境の保全、再生に資する整備を選別し、優先度の高い事業を着実に推進している。事業の実施にあたっては、工事コスト縮減に取り組むとともに、竣工後は受益者となる地元自治体等と協同で運営にあたるなど、維持管理費の縮減を図っている。 施設の老朽化や地域振興等、国による整備ニーズは全体として増加傾向にあることに加え、訪日外国人の急増に伴う国際化整備の要望も多く、今後も適切に対応する必要がある。 温泉の保護と適正な利用について、温泉の利用人数だけでは資源保護の状況を把握することが困難であるため、より適切な目標設定とする必要がある。 	
評価結		

<p>結果</p>	<p>【測定指標】 <自然公園の年間利用者数の推移> ・自然とのふれあいの場を推進する施策の成果を把握するため、関係するデータとして自然公園利用者数を設定したものの。</p> <p><エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数> ・エコツーリズム推進全体構想について、平成40年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年3件認定することを次年度以降の目標とした。</p> <p><温泉の自噴湧出量> 従来は測定指標である温泉利用の宿泊施設利用者人数では、資源保護の状況を把握することは困難であるため、温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となる。</p> <p><国立公園・国民公園年間利用者数、国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数> ・施策達成にあたっては自然公園等事業は、自然とのふれあいの場の提供に加えて、自然環境の保全、再生等を行っていることから、一律に目標値を設定することが困難であった。このため、新たな指標として、国立公園等の年間利用者数に加えて、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るための実施計画数を設定することとする。これにより、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの推進の達成状況を評価する。</p>
-----------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>中央環境審議会温泉小委員会などを開催した。</p>
------------------------	------------------------------

<p>政策計画を打つ過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>自然公園等利用者数調</p>
----------------------------------	-------------------

<p>担当部局名</p>	<p>国立公園利用推進室 自然環境整備担当参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>中尾 文子 高木 治夫</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	-----------------------------------	----------------------------	------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-26)

施策名	5-6.東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組むほか、被災ペット保護活動の支援を行う。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。旧警戒区域に残された被災ペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,300	2,565	2,329	2,329
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	▲ 618	▲ 423	▲ 594	
		合計(a+b+c)	682	2,142	1,735	
執行額(百万円)		553	1,807	1,490		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii)) ・陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii)) ・地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i)) 					

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	-
		6,994	4,070	458	1,432	2,250	集計中	6,994	
	年度ごとの目標値			-	-	-	-		
	八戸市におけるホテル宿泊者数(人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	×
		-	428,807	465,077	487,466	512,130	498,789	-	
	年度ごとの目標(前年度実績の5%増)			-	450,247	488,330	511,839	537,736	
	(参考実績)被災ペットの保護数(頭)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-
-		-	749	220	8	3	-		
年度ごとの目標値			-	-	-	-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできたが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。 ・平成25年度は三陸復興国立公園の指定やみちのく潮風トレイルの一部開通も行い、国立公園利用者数も着実に増えている。 ・平成23年度から実施した被災ペットの保護及び譲渡事業により、旧警戒区域内における被災ペットの保護数は、平成26年度までにほぼゼロになった。
施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸地域の重要な観光資源である三陸復興国立公園の利用を早期に回復するため、主要な利用拠点等における優先度の高い事業を着実に推進している。事業の実施にあたっては、工事コスト縮減に取り組んでいる。 ・国立公園の指定やみちのく潮風トレイルの開通など、一時的な取組に終わらないよう国立公園やトレイルの魅力そのものを高める取組を行うとともに、地域が自立的にこれらを活用して、持続的に活性化していくよう、取り組むことが必要である。 ・これまでに保護した被災ペットのうち、犬437頭、猫459頭を返還・譲渡した。残った被災ペットは福島県動物救護本部に引き継いだ。環境省が設置した臨時シェルターは、その役割を果たしたことから、平成26年9月30日に閉鎖し、事業を終了した。 	

評価結果	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【測定指標】 <三陸復興国立公園利用者数> 三陸復興国立公園の利用者数については、旧陸中海岸国立公園の利用者数を指標としているが、新たに編入した旧種差海岸階上岳県立自然公園や旧南三陸金華山国定公園の利用者数も含めた指標設定に変更する。</p> <p><三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数> 三陸復興国立公園内の利用施設の復旧・整備にあたっては、整備箇所が公園内の一部の区域に限られるなど、公園全体を対象にした目標値の設定が困難であったが、新たな指標として、利用拠点(集団施設地区)の利用者数を設定することで、被災した既存施設の復旧や観光地の再生に資する復興の達成状況を評価する。</p> <p><八戸市ホテル宿泊者数> 地域レベルの施策の進捗の指標として、三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数に変更する。</p>
------	---

学識経験を有する者の知見の活用	三陸復興国立公園の拡張については、中央環境審議会自然環境部会を開催し、学識者の知見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 自然環境整備担当参事官室 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	岡本 光之 高木 治夫 田邊 仁	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	----------------------------------	--------------------	------------------------	----------	---------